

# 岩槻城跡を探る

## 第8調査室 大構と城下

### 調査レポート① 慶長六年霜月一日高力清長

#### 「市掟」を読む

さいたま市指定文化財（有形文化財・古文書）「勝田家文書」の中に次のような文書があります（文献1）。

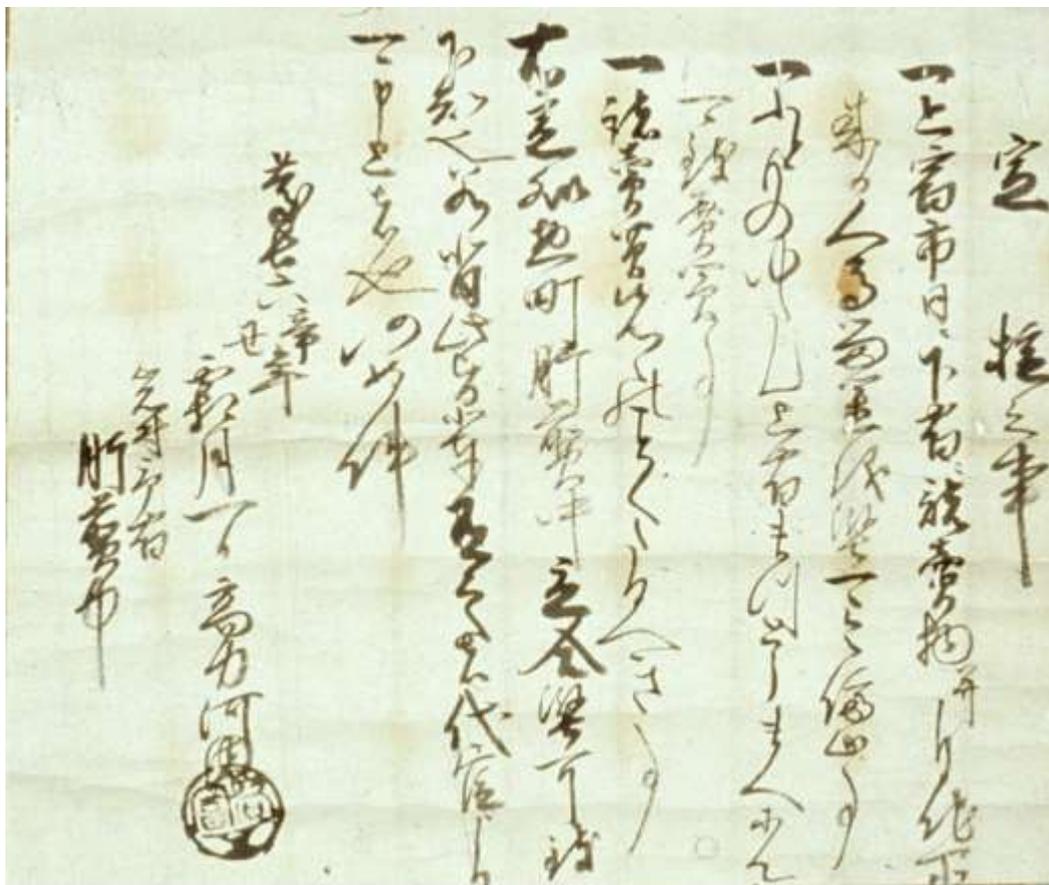


図1 慶長6年霜月一日 高力清長市掟（さいたま市指定文化財「勝田家文書」）

記された年号は慶長六年（1601）、関ヶ原の戦いの翌年にあたります。既に表具装されているため、本来の文書の周囲が裁断されていて、一部文字が切れているところもありますが、戦国城下町が再編され江戸時代の城下町が確立する過程を物語る、大変貴重な文書です。

今回はこの文書を少し詳しく読み解いてみましょう。

まず、適宜句読点・濁点を補って、解説文と読み下し文を掲げておきます（読み下し文では、仮名遣いを現行のものに改めます）。

<p>○解説文</p> <p>定 掟之事</p> <p>一、上宿市日ニ下宿ニ諸売物并自他所 来候人馬留置儀、堅可令停止事、 一、ふともの・ゆたん、上宿まつとうまへにて 可致売買事、 一、諸売買、先々のことくたるへき事、 右、定処、惣町肝煎中立合、堅可致 下知也、若背此旨輩有之は、代官より 可申上者也、仍如件、 慶長六 丑 辛 年 霜月一日 高力河内守 ㊦ 岩付市宿 肝煎中</p>
---

<p>○読み下し文</p> <p>定む 掟の事</p> <p>一、上宿市の日に下宿に諸売物ならびに他所より来り候人馬留め置く儀、堅く停止せしむべき事。 一、ふともの・ゆたん、上宿まつとう前にて 売買いたすべき事。 一、諸売り買ひ、先々のことくたるべき事。 右、定むるところ、惣町肝煎中立合い、堅く下知いたすべきなり。もし、この旨に背く輩これあらば、代官より申し上ぐべきものなり。よつてくだんの如し。 慶長六 丑 辛 年 霜月一日 高力河内守 ㊦ 岩付市宿 肝煎中</p>
---

# 基本要素を確認する

まず、「いつ」「誰が」「誰に」を確認しておきましょう。

「いつ」は文書に明記されています。「慶長六年〈辛丑〉／霜月一日」。慶長六年は西暦 1601 年、この年の干支（かんし。えと）は辛丑（かのとうし）ですから、年号と干支は一致しています。霜月は 11 月のこと。1601 年の 11 月 1 日に発行されたわけです。

次に、「誰が」を確認しましょう。日付のすぐ下に「高力河内守」とあります。「高力（こうりき）」は名字、「河内守（かわちのかみ）」は彼が任じられていた官職（官途、受領名）です。河内守とは現在の大阪府の一部にあった行政単位の河内国（かわちのくに）の長官です。但し、この人物が河内国に何らかの権限を有していたわけではなく、こうした官職名を通称として名乗るのが武士社会の慣例となっていたことによります。その下にある丸い図案のようなものは、ハンコ（黒印）です。

名字・受領名・ハンコ、そして文書の舞台。通常、これらを手掛かりとして、この文書を発行したのは誰かをことこまかに調べ上げる（考証する）のですが、ここではそれは省略します。この文書を発行した人物は、高力清長（きよなが）、徳川家康の家臣にして、1601 年当時の岩槻城主。「誰が」は岩槻城主高力清長であると確定できます。

「誰に」は日付のあとに明記されています。「岩付市宿／肝煎中」。「岩付」は現在の岩槻、江戸時代の前期頃まではこの「岩付」と表記されていました。「市宿」は江戸時代の岩槻城下町における中心的な町です。「肝煎中」の「肝煎」は村や町の住民を代表し、同時に領主の村・町支配の末端を担う村・町役人です。名主と同じです。「中」は、集団に対する命令などの際によく使われますが、肝煎とあわせて、「肝煎たちへ」といった意味になります。

「いつ」「誰が」「誰に」をおさえたところで、文書の世界に分け入ってみましょう。

# とりあえず読んでみる その1 ～冒頭から第一条～

一条ずつ読み進めましょう。

## 定む 掟の事

短い文ですが、これは事書（ことがき）といって、公的な文書の冒頭にあって、その内容を簡潔に示す定型的な一文です。漢文として読めば「掟を定む」となりますが、事書の場合には、冒頭のことば（動詞）を先に読みます。（次のことを）定める、と宣言するわけです。何を定めるのかといえば、それは「掟（おきて）」です。掟は、遵守を強制される決まりごと、つまり法令の一種です。この文を現代語に違和感なく訳すのはなかなか難しいのですが、ひとまずは「次のとおり法令を定めます」といったところです。

次からは、「一、・・・の事」という一つ書きが三か条続きます。一条ずつ読んでいきましょう。

最初の一条目、

### 一、上宿市の日に下宿に諸売物ならびに他所より来り候人馬留め置く儀、堅く停止せしむべき事。

冒頭の「一」は、「いち」ではなくて、「ひとつ」と読みます。反対に末尾を見ると、「堅く停止せしむべき事」とあって、何かを禁止することに主意があることがわかります。これは何を禁止しているのかというと、時と場所、そして対象となる行為が前段に記されています。

まず時と場所は、「上宿市の日に下宿に」です。「上宿で市が立つ日」が時、「下宿」が場所です。次に、どんな行為かといえば、「諸売物ならびに他所より来り候人馬留め置く」こと。これはどういうことでしょうか。なお、「上宿」は「かみじゅく」、「下宿」は「しもじゅく」と読みます。

「諸売物」は市で売りさばく各種の「商品」。次の「他所より来り候人馬」は、簡単にいえば、ほかの場所から来た人や馬ということですが、ここにはいろいろな解釈ができる余地があります。「人や馬」といっても、「新鮮なにんじんを買おう！」といって馬だけが市にやってくるということはないでしょうから、ここでの「馬」は人と一緒に来た馬であるわけですが、人が乗ってきた馬なのか、「商品」を運んできた馬なのか、それとも買い求めた物を運び帰るために連れてきた馬なのか。「人」は「出品者」か「買い物客」か、それとも当地を訪れた人すべてなのか。解釈の核心は、「留め置く」にありそうです。

試みに、「留め置く」を辞書で調べてみましょう。『日本国語大辞典』には、「とめおく【留

置】」語義として、次の五つが掲げられています（文献2）。

- ①その場に残しておく。置いておく。
- ②他の所に行かないようにとどめておく。じっとさせておく。動かさないでおく。
- ③書きとめておく。書き残しておく。
- ④そのままにしておく。ほったらかしにしておく。うっちゃっておく。
- ⑤やめておく。終わりにしておく。

③と⑤は、明らかにここでの「留め置く」に当てはまりません。「下宿」に「留め置く」という点では、①と④は近似した状況ですが、「『諸売物』や『人馬』を『下宿』に放置する」ではいま一つしっくりしません。売れ残った商品を「下宿」に置き去りにしていく、ということならば意味が通りそうですが、加えて「人馬」もとなると、意味が通りません。

残る②ではどうでしょうか。この場合には、「『諸売物』や『人馬』を『下宿』に押しとどめる」ということになります。「上宿」で市が開かれるのに、そこに商品も人も行かせない、ということでしょう。これは「上宿」での市に対する「下宿」による妨害を意味しますが、そんなことをして「下宿」にどんなメリットがあるのか、と考えると、「上宿」に対する単なる邪魔だてには留まらないことに思い当たります。「下宿」には「諸売物」と「人馬」がいる、正式の市の開催場所である「上宿」には行かせてもらえない、それならここで取引をしてしまおう…。そう、「上宿」が市を開く日に、市を開く権利のない「下宿」が市を開くのと同一ことになるわけです。

このように、定まった市の開催場所以外の町や村が市に向かう商品や人を引きとどめて取引をすることを「留め買い」といいます。「留め買い」は、市のにぎわいを損なう闇取り引き、そして市町の特権を侵害する行為でした。

もちろん、文面上、「下宿」での取引までは明記されていませんから、現代語に訳するとなると、第一条は、

- 一、上宿の市の日に下宿にもろもろの売物や他所より来た人馬を押しとどめ（て取引する）ことは、厳しく禁じます。

といった感じになるのでしょうか。

## とりあえず読んでみる その2 ～第二条～

次に第二条、

### 一、ふともの・ゆたん、上宿まつとう前にて売買いたすべき事。

「ふともの」「ゆたん」「まつとう」、聞きなれない言葉がっぱいの第二条。でも、岩槻城下の市を考える上では、とても重要な第二条です。まず、「ふともの」は「太物」。細い繊維の絹に対して、木綿の布は繊維が太いことから、こう呼ばれます。具体的には、木綿の反物でしょう。「ゆたん」は「油筆（油単）」。着物や和の調度に詳しい方ならば、桐筆筒（きりだんす）にかけるカバーのことだと思われるかもしれません。さきほども登場した『日本国語大辞典』で「ゆたん」を引いてみると、

- ①ひとえの布や紙などに油をしみ込ませたもの。湿気を防ぐために、唐櫃（からびつ）・長持（ながもち）などの調度や、槍・笛などの器具のおおいにしたもの。また、燈明台（とうみょうだい）の敷物などにも用いられた。
- ②油紙や布で作った風呂敷。多く、旅行用具として衣類を包んだり、雨雪を防いだり、防寒具の代用としたりした。
- ③筆筒（たんす）や長持などにおおいかぶせる布。近世以後、多く用いられた。ふつう、木綿でつくられ、萌黄（もえぎ）色、浅葱色、紺色などに家紋を入れたり、唐草、松竹梅などの模様を染め出したりした。
- ④「ゆたんづつみ（油単包）」に同じ。

とあります（文献3）。現代の桐筆筒のカバーという語義は、③にあたるわけです。では、「市掟」の「ゆたん」はどれにあたるのでしょうか。

①の油をしみ込ませた紙や布は、市と深い関わりがあります。市における取引の売り手と買い手は、城下町とその近郷近在の人々ばかりではなく、市から市へと渡り歩いて商品を売る、あるいは仕入れる人々がいました。こうした人々は、一口で、「連雀商人（れんじゃくしょうにん）」と呼ばれています。連なって飛ぶ雀のように、数人が隊商を組んで旅をする様子がその名の起こりともいいます。彼らは商品を背に背負って旅をしますが、道中は晴れの日ばかりではありません。雨の日も、風の日もあるわけですが、雨の日に大切な商品を濡らしてしまわないように、背に負う荷物にかける油紙、つまり防水カバーとしてのゆたんは連雀商人たちの必須アイテムであり、彼らを象徴するモノでもあったといえます（石井進「商人と市をめぐる伝説と実像」文献4）。市とゆたんは切っても切れない関係にあったようです。とはいえ、市に集う商人たちにとってはそうであっても、防水カバーとしてのゆたんが市における商品として木綿反物と並ぶほどの主力商品であったと断言できないのも実情です。

一方、同時代の「ゆたん」という言葉の使用例を見てみると、特筆されるのは、戦国時代

に日本にやってきたイエズス会修道士たちが編さんした、日本語ーポルトガル語の辞書である『日葡辞書（にっぽじしょ）』での定義です。そこではゆたんを「ひどい扱いをされたり、損傷したりしないように、荷物とか箱などの上に広げる、油を引いた紙とか、その他のどんな物とかでも」（文献5）とされています。市掟とほぼ同時代といってよい、戦国時代末期の標準的な語釈として、注目してよいでしょう。「油を引いた紙」が代表的な実例ではあるようですが、それには限られない多様な形態があったようです。

上掲の『日本国語大辞典』よりも時代を絞り込んだ国語辞典である『時代別国語大辞典 室町時代編』（文献6）でもこれとほぼ同様の語義を挙げた上で、中近世の辞書の語釈を用例として掲げ（『日葡辞書』の語釈も引用されています）、さらに文芸や記録における用例も掲げられています。そこで掲げられている用例のうち、『お湯殿上の日記』天正16年（1567年）4月2日条の記事は、「その他のどんな物とかでも」の具体的な一例を示しています（文献7）。脱線した長話になりますが、少し詳しくその記事を見てみましょう。

### 豊臣秀吉とゆたん

二日。（中略）くわんはく殿よりきやうかうの御もつの御ゆたんに成候とて。とんすこいまいらせられ候て冊たん出。

適宜、仮名を漢字に置き換えて、旧仮名遣い、送り仮名、句読点も整理すると、次のようになります。

二日 （中略）関白殿より行幸の御物の御油単になし候とて、緞子乞い参らせ候いて、四十反出す。

（大意）

二日 （中略）行幸の時に進上する御物の御油単にするためにといて、関白殿（豊臣秀吉）が緞子（どんす）を頂戴したいと言ってきたので、40反を渡しました。

『お湯殿上の日記』は天皇の側に仕える女官によって書き継がれた執務日誌です。ここには、この月行われることになっていた正親町天皇の聚楽第行幸の準備の様子が記されています。

ここでは、豊臣秀吉が油単の材料として、最上級の絹織物である緞子の提供を禁裏に求めたこと、その油単は聚楽第に行幸した正親町天皇への進物（献上品）に用いるものであったこと、そしてその緞子は40反とあるように、反物の形だったことに注意しておきましょう。

聚楽第への行幸は、4月14日から18日まで行われました。秀吉による歓待と催しが盛



図2 豊臣秀吉画像（佐賀県重要文化財）  
（佐賀県立名護屋城博物館所蔵）

大に行われ、その間の合間合間に、天皇や随行した公家たち、女房衆に対して進物が贈られました。中でも、天皇に献上された進物はおびただしく、例えば4月16日には、黄金100両、金欄（きんらん。金の糸を用いて絢爛たる文様が織り上げられた高級絹織物）20巻、麝香の臍（じゃこうのへそ。南アジアに生息するジャコウジカのへそから採る香料・薬材）、小袖（こそで。着物の一種。豪華な文様が施される）、黄金建盞（こがねのけんさん。黄金の天目茶碗）、馬10疋にも及びました。秀吉からの献上品のほかに、秀吉の母の大政所（おおまんどころ）と妻の北政所（きたのまんどころ）からも莫大な品々が献上されています。

天皇への進物は、天皇が聚楽第から禁裏にもどった4月18日にまとめて届けられましたが、長櫃（ながびつ。衣服などをしまう長細い箱。）30棹と唐櫃（からひつ。合わせて6本の脚がついた、蓋つきの箱）20荷（「か」と読みます。2箱を棒の両端にかけて運ぶ。その1組を1荷といいます。つまりここでは、20箱×2＝40箱）にも及んだといいます。どちらも黒漆塗り、蒔絵（まきえ。漆器に金や銀で文様を描く技法）で、細部の金具にいたるまで菊の紋があしらわれた、豪華なものでした。そしてそれらには覆いがかけられていましたが、その生地は「から織」が用いられていました（『聚楽第行幸記』、文献8）。「から織」とは「唐織」、高級絹織物の総称。緞子（どんす）もその仲間です。秀吉が事前に禁裏から提供を受けた緞子の反物は、長櫃30、唐櫃40のそれぞれにける覆い＝ゆたんに加工されて禁裏にもどされたわけです。

ここでの「油単」は、天皇や廷臣たち、さらにはそれを見聞きする諸大名や京の人々に秀吉の力を見せつけるしかけでした。ですから、最高級の絹織物である緞子が材料とされていますが、「油単」そのものに着目すれば、ここでは布を裁断・縫製してつくられたカバーであることに本質があると考えてよいでしょう。

「市掟」に立ち帰ると、「ふともの」と並列される「ゆたん」は、木綿とは別物と考えるのが厳密な解釈です。その一方で、物資の集散の場としての市、さらにいえば、領主が保護する市場（しじょう）としてのあり方を考えれば、取引される木綿の主要な形態が素材としての反物であることは想像に難くありません。それと並列される「ゆたん」は、油紙の可能性を完全に打ち消すことはできないながらも、縫製された木綿製品、取えて憶測をするならば、反物の白木綿に対して、藍染めされ縫製された製品を想定することができるのではないのでしょうか。

次の「上宿まつとう前」は、1723年（享保8年）に市宿町が市の由緒を取りまとめて岩槻藩に提出した「市宿町古例書上」という史料（文献9）には「木綿の取引は、上市の際には市神松堂の前で売買します」と記されています。ここから、市神が松堂と呼ばれていたことがわかります。

この「松堂」については、中世史研究者の湯山学さん、藤木久志さんの研究が参考になります（文献10・11）。鎌倉市大町にある八雲神社は、江戸時代まで祇園天王社といい、牛頭天王をまつっていました。同社のあるあたりの小字は江戸時代には「松堂」「松童」「松殿」などといい、はじめは「しょうどう」、のちには「まつどう」と呼ばれたといいます。この祇

園天王社は鎌倉時代中期には、松童社として鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』に現れています（安貞2年7月16日条）。祇園といえば、京都の祇園祭が有名ですが、祇園祭は祇園社（現在は八坂神社）の祭礼。祇園社の祭神は、恐ろしい災厄神である牛頭天王。しかし、牛頭天王は同時に、災厄を払う神でもあったことから、京都の町衆の篤い信仰を集め、そこから地方の都市においても町の人々によって勧請されたといわれています。鎌倉の祇園天王社の場合には、平安時代後期に鎌倉を襲った悪疫を払うために源氏によって京都の祇園社が勧請されたとの社伝もあります。

しかし、湯山さんと藤木さんは、京都の祇園社の直輸入とは少し違った見方を提示しています。京都の祇園社に直接結びつけるのではなく、「松童」等の名から、備後国小童保（びんごのくに しちのほう。広島県三次市甲奴町小童周辺）の鎮守の小童祇園社が元である可能性を指摘しているのです。

この問題は、平安時代から鎌倉時代の祇園一牛頭天王信仰とは異なる松童信仰の広がりもあって、簡単に結論づけられることではありません。けれども、室町時代には鎌倉においても、京都の祇園会と同じように、町衆の祭礼として盛大に祇園会が行われていました。戦国時代を迎えるまで東国の首府であった鎌倉における祇園信仰の隆盛は、戦国時代の城下町にも「まつどう」の名とともに伝播していったのでしょうか。

『新編武蔵風土記稿』によれば、江戸時代の市宿町でまつられた市神は牛頭天王社でした。「上宿まつとう前」の「まつとう」とは、牛頭天王をまつる同社のことと考えられ、そしてそれは、中世東国社会に根付き展開した、町の人々や市に関わる人々の信仰と深く関わっていたのです。

このような視点に立って、改めて関係史料を見直してみると、中世後期の武蔵国東部から下総国西部にかけての地域における市の根本史料である「市場之祭文（いちばのさいもん）」という史料の次のような記述に出会います。

（上略）<sup>それ</sup>夫市といつは、<sup>(う)</sup>私のはかり事にあらず。伊勢天照太神・住吉大明神の御はかり事なり。衆生のたからに何事かあるべき、市にましたる宝ハあらし。天竺にハ門前の市・しゆんの市・たからの市、唐土にハ津問の市・西南の市と名付けたり。天竺のもんぜんの市を吾朝にうつして、**松堂**をいはひ守護神をあがめ、十物十、百物百、千物千、種々色々の物を**松堂**の御まへにそなへたてまつり、境神・当国六所大明神・□の御たけ・安光・高谷・塩船等七所の権現、殊にハ此所の鎮守、普天卒土の有情非情、大小神祇、冥道を驚而言ク、（下略）

（『埼玉県史 資料編5 中世I 古文書1』435号、文献12）



図3 現在の市神社（八雲神社）

この「市場之祭文」は、市を開く際に、市の神をその場にお迎えして市の興隆を祈る祭文です。掲出したのは、その冒頭で、市の由来といわば総論を述べた部分です。そこでは、わが国の市は天竺＝古代インドの「もんぜんの市」を移入したもので、松堂に市の守護神をまつて種々の捧げものを「松堂の御まへ（前）」に供え、市を開く土地の鎮守の神を含むありとあらゆる神に祈りを捧げる旨が述べられています。

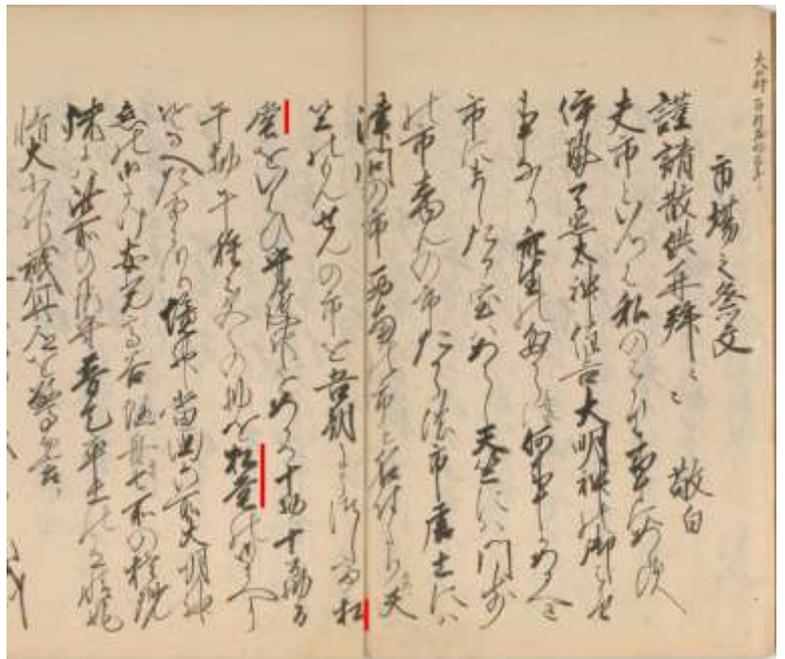


図4 「市場之祭文（写）」の冒頭部分

※国立公文書館所蔵『武州文書』15 埼玉郡 同館デジタルアーカイブ

ここで掲出した「市場之祭文」は江戸時代後期には、市宿町の東約4kmの大口村（おおぐちむら。現・さいたま市岩槻区大字大口）の武助という人が所持していたものの写しです。江戸時代後期に幕府が武蔵国の地誌『新編武蔵風土記稿』の編さんのために謄写によって集められた古文書を取りまとめた『武州文書』に収められています。ところが、これとほぼ同文の写が、市宿町の勝田家にも伝えられていました（「勝田家文書」第13号・第125号、文献13・14）。そこでは、大口村の関根権重郎という人の所持するものを書き写したこと、そして関根権重郎の先祖が市祭でこの祭文を唱えて回っていたことが記されています。関根権重郎の先祖という人は恐らく修験者だったのでしょう。市宿町においても市のはじまりのときには、この祭文が修験者によって唱えられていたと考えてよいでしょう。

この祭文は、大きく分けると三つの部分から構成されています。

- ①市の由来
- ②わが国と武蔵国における市の功德
- ③この地で市を開くことを壽ぎ繁昌を祈念する祝詞

先ほど引用したのは①の部分です。②はわが国と東国諸国、そして武蔵国における市の始まりとその功德が述べられています。その中に、武蔵国の総社である武蔵府中（東京都府中市）の六所大明神の五月会の市、そして足立郡氷川大明神（さいたま市大宮区）の氷川の市が挙げられていることは、注意を惹きます。それと共に、この部分は「今南閻浮提日本国王城のひがし、武州庄郡郷村に市をたて」という一文から始まっているのですが、この祭文を実際に読み上げる際には、例えば「今南閻浮提日本国王城のひがし、武州足立郡遊馬郷指扇村に市をたて」というように、「庄郡郷村」のところに市祭を行う市の所在地名が当てはめられたのだと考えられます。

③は②を承けて、この市に集う人々の長命とこの市を開くことによる天地長久万民豊穰を壽いて、祭文を結びます。

こうした構成からみて、「松堂」は特定の市町でまつられる個々の神、あるいは特定の神をまつる場所ではなく、市の本質に関わる市の守護神を勧請する場所であるのが、この祭文における松堂像であることがわかります。つまり、「松堂」に実際にまつられる市神は、その市その市によってまちまちであったわけです。

「まつとう」についてはひとまずこのくらいにして、次に、この市神である松堂の「前」で「ふともの」等の取引を行うというのは、具体的にはどのようなことでしょうか。

そこで参考になるのは、先ほど紹介した、1723年の「市宿町古例書上」の記述です。先ほどは上市のところを口語訳で紹介しましたが、関連するところの原文を掲げます。

(第二条)

一、市立之法式、惣て面立候諸商売物、只今迄之居所・市見世之場所、古法之例左之通ニ相違之義、無御座候御事、

(第三条)

一、市立様之事、小間物・紙売共ヲ以見世ニ仕、中通り二筋ニ市之上江ならび罷有候御事、

(第四条)

一、かなもの売・たばこ売・まげもの売・青物売・川魚売・ぞうり売、是又中通りニ市之下江ならび罷在候御事、

(第六条)

一、木綿立売之儀ハ上市之節ハ市神松堂前にて売買仕候、下市之節ハ御高札前にて売買仕候御事、  
(享保8年(1723年)卯4月「市宿町古例書上」文献9)

第二条では、主だった商品の取引場所などについての市立(いちだて)の「法式」は、「古法」のとおり以下に掲げるように定まっていると述べています。その内容が第三条以降です。第三条と第四条では、数ある諸商売物の中でも小間物・紙・金物・煙草・曲物・青物・川魚・草履は、「中通り」に二列に「みせ」を出させ、その場所は、小間物と紙は市の「上」の方、それ以外は市の「下」の方であるとされています。第六条は、先ほど一部を紹介した条文で、木綿の取引は、上宿の市の際には「松堂」の前で、下宿の市の際には高札の前で行うとされています。これらの記述の中で、上宿の市・下宿の市それぞれにおける「上」「下」と、「木綿」売買の場とされる「松堂」「高札」の前との位置関係は明示的に記されてはいません。しかし、市神である「松堂」や、領主が法令などを公布する「高札」は当時の社会関係の中では上位に位置づけられるものですから、それらの側が「上」、反対側が「下」に当ると考えてよいでしょう。この理解に立って、三か条の内容を整理したのが次ページの図5です。

では、実際の市宿町の様子とくらべてみると、この模式図にはどの程度の妥当性が認められるでしょうか。江戸幕府が作成した街道の俯瞰図である『日光御成道分間延絵図』の市宿町のところを見てみましょう(図6)。

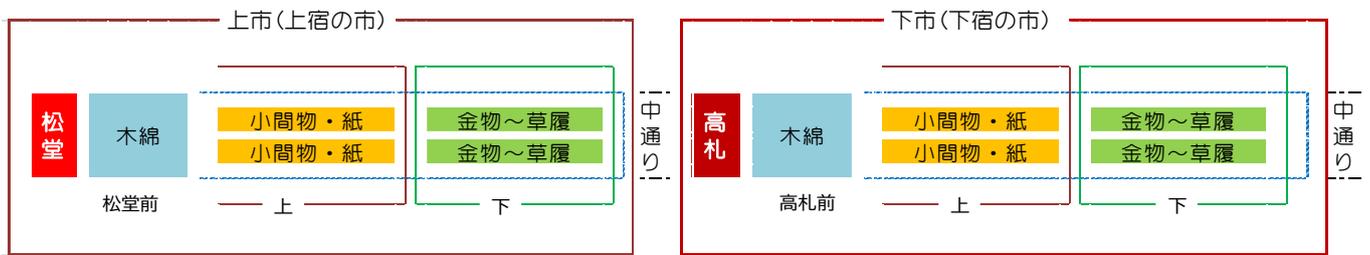


図5 1723年「市宿町古例書上」にみる市の構成模式図（仮）



図6 『日光御成道分間延絵図』にみる市宿町の市関連情報

※東京国立博物館所蔵、TNM イメージアーカイブ (<https://webarchives.tnm.jp/>) より

図の中には様々な注記がありますが、説明に必要なものについては、注記の文字を追記してあります（市に直接関係する注記を臙脂、それ以外の注記はオレンジ色）。また、注記は施されていないものの、描画の理解に必要と思われるところにも説明を加えてあります。

これによれば、市神は市宿町の街路の中央に鎮座しており、社殿の前には鳥居も描かれています。そこから左手の方（久保宿町の方）に進むと、芳林寺の参道の手前に高札場が描かれ、そこには「高札」との注記があります。市神とは違って、道の中央ではなく、道端に描かれています。その傍らの久保宿町側には「市場杭」が描かれています。これは上市と下市の境を定めた杭で、岩槻城主が設置したものです。上市分についてはひとまずよいとして、下市分については、先の模式図は正確ではないことがこの時点で確定します。細部についてはいろいろありますが、高札が街路の中央にはなかったことを挙げれば十分でしょう。この点を踏まえて、市の構成模式図を修正すると、図7のようになります

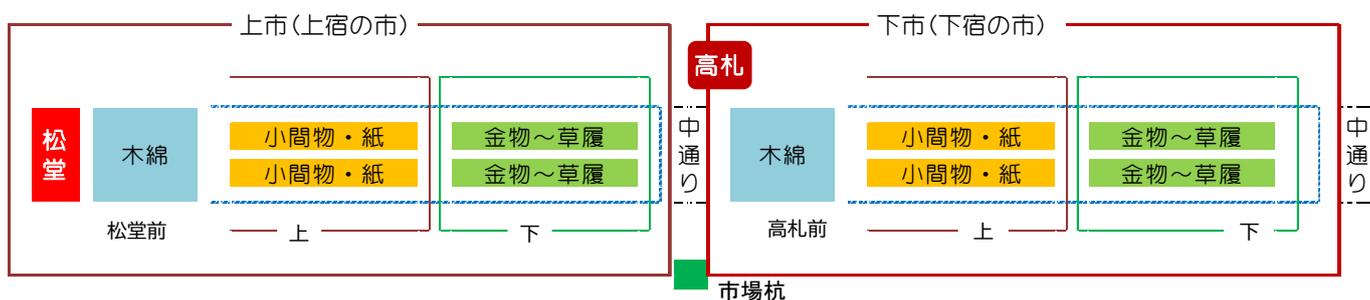


図7 1723年「市宿町古例書上」にみる市の構成模式図（修正）

さて、そろそろ本題に戻りましょう。「市掟」第二条が規定する、市神である上宿の松堂の「前」で「ふともの」等の取引を行うというのは、この図の左端のところのような状態を意味していると考えてよいでしょう。街路上に続く市の空間の最上位のところに市神があり、そのすぐ前のところが木綿等の取引の場とされたわけです。

第二条を通して現代語に訳すと、次のようになります。

一、ふとものとゆたんは、市神である上宿の松堂の前で売り買いをなさい。

といった感じになるのでしょう。

# とりあえず読んでみる その3 ～第三条～

次に第三条、

## 一、諸売り買い、先々のごとくたるべき事。

これもシンプルな条文です。しかし、シンプルであることは、いろいろな解釈の余地があって、読み解くにはなかなか難しいのです。「諸売り買い」は言葉どおりに諸々の売り買い、とひとまず現代語に置き換えることができます。でも、「もろもろの売り買い、って何？」と考えると、わかったような、わからないような…。ここでの「もろもろ」は、「あらゆる」とか「すべての」に近い意味を含んでいると考えられます。

次の「先々のごとく」。先々は、現在の語感では、将来、未来を含意していますが、ここでは反対に過去、しかもそこそこ長い期間にわたる過去を含意しています。つまり、「先々のごとく」とは、これまでどおりに、ということです。ここでの「これまでどおりに」とは、何か変えたり、新しいことをしようとしたりしないで、穏便に、無難に市を運営しなさい、ということではありません。従来の市の慣行やしきたりを認めたということです。

従来どおりに行うのだったら、なんでわざわざ「掟」としてその規定を定立する必要があるのか、このように思われるかもしれません。確かに、現代的な感覚からは、積極的な意味を見出しがたいでしょう。けれども、従来 of 慣行やしきたりを認めるということは、円滑に市を運営する上では、最も手っ取り早いルールです。従来 of 慣行のもとでは優遇されていなかった人たちにとっては不満が残るかもしれませんが、利害を調整しながら新たなルールを構築し直すよりも、多くの人々の納得を得られやすい面も大きいのです。ましてや、市の運営に利害関係を持つ人々が健在であるならば、彼らの権益を引き続き認めていくこと（こうした権利の保障を「安堵（あんど）」といいます）にもつながります。

それでは、①市宿の市の運営は、全てが従来通りとされたのでしょうか。また、②何故、この時に市の掟が発出されたのでしょうか。まず①については、この第三条が第一条と第二条をうけた規定であることから、答えは明白です。第一条と第二条で定めたことは、今後はその通りに、それ以外のことは従来通りに、というのが第三条の趣旨です。次に②については、第一条と第二条を定める必要を生じさせた事由は何か、という、この掟の発出そのものの理由を問うことに通じます。これについては、全体を読み終えた上で、改めて考えることにしましょう。

第三条を通して現代語に訳すと、次のようになります。

## 一、市での売り買いは、従来のルールに従ってとり行いなさい。

## とりあえず読んでみる その4 ～本文～

三か条の事書の次は、その実施・運用について述べる本文です。

右、定むるところ、惣町肝煎中立合い、堅く下知いたすべきなり。もし、この旨に背く輩これあらば、代官より申し上ぐべきものなり。よってくだんの如し。

三文あるので、一文ずつ順に見ていきましょう。

右、定むるところ、惣町肝煎中立合い、堅く下知いたすべきなり。

まず一文目。「右、定むるところ」は、こうした法令系の文書の定型的な言い回しです。この本文で記すことは事書（箇条書き）に掲げたことを受けていることを明確化しています。法令として定めた右の三か条の内容については、といったところです。「惣町肝煎中立合い」は興味深く、それでいて悩ましい記述です。「惣町」は、「町中の」と「すべての町の」という、二つの語義が想定されます。「肝煎中」は、世話役や差配役などのことを「肝煎」といいますが、ここでは町の運営のリーダーであり、領主から町運営を委ねられた町の人を指しています。もう少し後になると、町年寄、そして町名主と呼ばれる立場の人のことです。「中」は集団を指す場合に用いられる言葉。「肝煎たち」といったところです。したがって、前者の場合には、この掟の宛先である市宿を対象を限定して、「市宿のすべての肝煎たち」というふうに敷衍していうことができます。後者の場合には、市宿を含む「(岩付城下町)すべての町の肝煎たち」という意味になります。両者がどう違うのかというと、前者が市宿に限った事であるのに対して、後者は市宿以外にも町があり、それらを含めた町全体を対象とする、という違いがあります。

もう少し具体的に考えてみましょう。第一条に「上宿」と「下宿」が登場していました。第二条を読んだ際には、江戸時代のあり方も参考にして、市宿の内部がさらに「上宿」と「下宿」に分かれているという理解に立っていました。こうした構成からも、市宿の「肝煎」は複数いたことがうかがわれます。前者の理解が成り立つ条件は整っています。

その一方で、後者の理解にも、成り立つ余地があります。戦国時代の岩槻城膝下地域には、久保宿と富士宿という二つの市町が成立しており、渋江宿という町も形成されていました。そうした在来の町の編成と新たな町の取り立てによって、戦国城下町岩槻が成立したわけですが、江戸時代においてもそれらの在来の町は城下町を構成する町として存続していました。この市掟が発出された1601年当時にも、それらの町は市宿と併存していたはずです。と

するならば、この掟の第一条で禁止された「留め買い」は、市宿内部を超えて、他の町においても起こり得たことです。第一条の規定に実効性をもたせるためには、市宿内部の上宿・下宿に留まらず、城下町全体にその周知と徹底をはかる必要があったのではないのでしょうか。

こうした見方に適合的に見えるのは、江戸時代の城下町の構成単位と位置付けられた九つの町－市宿町・横町・新町・久保宿町・田中町・渋江町・富士宿町・新曲輪町・林道町－全体を指す場合には、「惣町」と呼ばれていたことです。九つの町にはそれぞれに町名主（「肝煎」の後裔）がいて、諸役もそれぞれの町ごとに負担する、並列した町でしたが、城下町として九町が連帯したり、全体を指したりする場合には、「惣町（総町）」と呼ばれていたのです。こうした点も勘案すれば、掟における「惣町」が市宿に留まらず城下町全体の町を指しており、「肝煎」もそれら各町の「肝煎」まで含んでいる可能性はあるわけです。

こうしてみると、「惣町」に関わる二つの理解は、どちらも成り立つ条件がありそうに見えます。どちらの理解を採るかによって、この掟の位置づけも大きく変わってきます。誠に悩ましいところです。とはいうものの、後者にやはり無理があります。この掟の宛先が「市宿肝煎中」であること、三か条で規定されているのが、基本的には市宿に関することに限られている点からすれば、城下町全体に対する一種の統制まで導くのは飛躍が過ぎます。江戸時代中期以降の「惣町」は、各町と各町相互の連帯や住民結合、そして領主と城下町住民の関係の安定を基礎として成立したものです。それをそのまま江戸時代初期に遡らせて、この掟に当てはめることには、慎重を要します。

以上から、ここでの「惣町」は上宿・下宿に分かれている市宿内の全町という意味として理解しておきます。

次の「立合い」は、その場に同席する、というのが基本的な語義ですが、次の「堅く下知いたすべきなり」とのつながりを念頭に置くと、第三者的にその場にいるのではなく、第一当事者、つまり「下知」の主体として、というニュアンスを含んでいます。これを適確かつ簡潔に現代語に置き換えるのはなかなかの難問なので、思い切って意識すると、「皆がそろって」といったところでしょう。「堅く下知いたすべきなり」の「堅く」は厳格である様子、「下知」は命令すること、「べき」は上にくる動詞があらわす動作に命令する意味をもたせる助動詞、「なり」は断定の意味を持たせる助動詞、簡単に言えば「必ず従うように布達しなさい」ということです。

第一文を通して読むと、次のようになります。

**右に定めたことについては、市宿町の上宿・下宿全体の肝煎たちがそろって現地に出向き、必ず従うように布達しなさい。**

なんだかわかったような、わからないような文章ですが、ここでは、城主が定めた新たな市の掟を実際に布達して、町や市の関係者に周知する役割は町側に任せていることとなります。掟によって枠組みは城主が定めていますが、その実施にまで城主は入り込まずに、町側

に施行を委ねているわけです。但し、全てを町側に委ね、城主は全くの不介入かという、そうではありません。

そこで第二文。

もし、この旨に背く輩これあらば、代官より申し上げべきものなり。

「もし」は現代の“もし”と同じく、仮定をあらわす言葉。「この旨に背く輩」は、三か条の掟に従わない者のこと、そして掟に則った肝煎立の指示に従わない者のことです。「もし、この旨に背く輩これあらば」全体では、「ここで定めたことに従わない者がいた場合には」というのが主旨です。「これあらば」の「これ」は構文的には「この旨に背く輩」を指し、「この旨に背く輩」を強調する言い回しです。原文「若背此旨輩有之は」は、「若有背此旨輩は」でもよかったはずですが、そうしなかったのは、ここでの文意を強めようとしたからでしょう。

後半は「代官より申し上げなさい」というのが主旨ですが、どこに申し上げるのかといえば、この掟を定めた岩槻城主高力清長にです。もちろん、城主本人に直接ということではなく、岩槻城の政庁に、というのが実際のところでしょう。また、申し上げる、というのは、単に「言う」ということではなく、訴えるというのが実質的な意味と考えられます。つまり、代官を通じて城主（の政庁）に訴えなさい、ということになります。そして、代官を通じて、ということは、町側はまずは代官に訴え出ることになります。

この代官の具体的な立場や職務内容はよくわかりません。城下町を管轄する役職—例えば町奉行のようなものかもしれませんし、城下町を含めた岩槻城の領地を管轄する役職—例えば郡奉行（こおりぶぎょう）のようなものかもしれません。あるいは、高力清長は徳川家康の重臣として、徳川氏の家政や政務を担う要職者でしたから、実際に岩槻城に在城する機会はごく限られていたはず。岩槻城に詰める家臣の統制や領地の支配などの日常業務は、清長が指定した責任者—城代（じょうだい）などの差配によって行われていたと考えられます。そうした、現地における責任者を「代官」といったのか。当時の高力氏の支配機構にも関わる問題ですが、この掟における「代官」の具体的なことを考える手がかりは、今のところ十分ではありません。ここでは、ひとまず掟の文言そのままに、「代官」としておきましょう。

第二文を通して読むと、次のようになります。

もしもここで定めたことに従わない者がいた場合には、代官を通じて城主のもとに訴え出なさい。

第二文では、トラブルが発生した場合の手順を定めているわけです。その手順は、「肝煎」たちの指示を受け入れない、掟の旨に従わない者がいた場合には、まずは代官に訴え出て、その上で代官が城主（の政庁）に訴える、というものです。第一文では、掟の施行を町に委ねていたわけですが、第二文では、それを運用してトラブルが発生した場合の処置は城主側

が行うこととしていたのです。

次に第三文、結びの文章です。

よってくだんの如し。

これは、簡潔ですが公的な文書の結びの定型的な文章です。現代の手紙文の「敬具」や「草々」と同じように、その言葉自体の意味を言い換えるのが難しいものです。ひとまず現代文に置き換えるとすると、

以上、このように令達する。

といったところでしょうか。

手紙（私信）の形で相手に対して自分の意思を丁重に伝える場合には、「恐々謹言（きょうきょうきんげん）」や「謹言（きんげん）」といった結びの言葉（総称して「書止文言（かきとめもんごん）」といいます）が用いられますが、上位者が命令を下す場合には、「よってくだんのごとし」などの文言が用いられます。相手方との地位のへだたりがさらに大きい場合には、こうした文言さえ省かれることがあります。例えば、「第9調査室 城の外 さいたま市域と岩槻城」の「調査レポート①」で取り上げた武州浦和の郷あて（天正18年）卯月廿九日「浅野長吉判物」の結びの文章は「この方へ申しきたるべく候なり」です。

# とりあえず読んでみる その5 ～最末尾～

最後は日付と差出人、そして宛先が記されています。まとめてみておきましょう（横書きにする都合上、割書きになっている干支を〈 〉でくくっておきます）。

慶長六〈辛丑〉年

霜月一日

高力河内守<sup>㊤</sup>

岩付市宿

肝煎中

まず、日付・差出人・宛先を区分すると、右のようになります。

日付は年号に干支、そして月日がそろっています。手紙の場合には通常、年号は記しませんから、これが公文書、城主からの公的な命令として発行されたことが明示されています。

差出人は「高力河内守」。高力は名字、河内守（かわちのかみ）はこの当時、高力清長が称していた官職名であることは、はじめに確認したとおりです（3ページ）。

河内守の下部に重なって、黒印が捺されています。この黒印は、粕壁新宿の再興を命じた寅（1590年・天正18年か）九月十二日付の印判状（図8）にも使われており、高力清長が公的に用いていた印章であることがわかります。この黒印は高力清長が発した文書であることを証拠立てる役割を果たしました。

宛先は「岩付市宿／肝煎中」。「岩付」は江戸時代中頃まで、地名「いわつき」を表す場合に用いられた表記です。「市宿」はここで主な舞台として取り扱ってきた市宿町のこと。この当時はまだ「町」は付いていなかったのかもしれませんが。

考えてみれば、「宿」と「町」は意味内容が重複する言葉。「〇〇宿」と呼んでいた戦国時代の町名を「〇〇町」とい

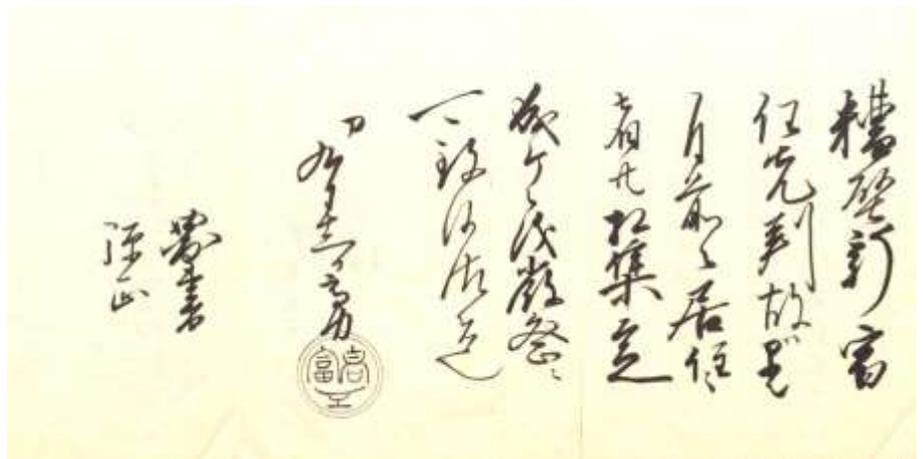


図8 寅9月12日付「高力清長印判状写」  
（国立公文書館所蔵『新編武蔵風土記』巻206 埼玉郡  
粕壁宿旧者九左衛門所蔵文書、文献15・16）  
画像は国立公文書館デジタルアーカイブ

う、織田・豊臣政権下で確立された呼称に切り替えていく際に、岩槻城下町では「宿」を「町」に置き換えるのではなく、「宿」の下に「町」を付けて新たな町名としました。町名を構成する語素に即して言えば、「頭が頭痛」と同じように、意味がダブった言葉遣いの町名となったわけです。但し、そうなったのは市宿・久保宿・富士宿の三町のみ。戦国時代の宿の系譜を引くと思われる渋江の「渋江町」をはじめ、他の町は、横町・田中町・林道町などのように「宿」は付きませんでした。ここには城下町を構成する町の来歴・成り立ちの違いが反映されている可能性があります。

「肝煎中」は、本文の第一文を読む中で触れたように、町の運営のリーダーであり、領主から町運営を委ねられた町の人のこと、「中」は集団を指す場合に用いられる言葉。「肝煎たち」といったところです。

# 「市掟」から見た1601年の岩槻城下町

「市掟」の全体をひとつお読み終えたところで、改めて全体の内容を整理しておきましょう。その上で、1601年（慶長6年）11月1日にこの掟が発行されたことの意味に迫る糸口を見つけたいと思います。

この掟は、大きくは四つの部分から構成されていました。

- I 趣旨を明記する冒頭の事書
- II 三か条の事書
- III その実施について伝達する本文
- IV いつ・誰が・誰に、を明記する末尾

以上の四つです。IVについてはひとまずよいとして、IからIIIの概要をもう一度確認しておきましょう。

Iでは、掟を定めることを明示しています。臨時の命令や個別の争いに対する直接の裁定書ではなく、守られるべき規範を定めるものであることを宣言しているわけです。

IIでは、具体的な規範が示されています。その内容は、上宿の市の日に下宿が留め買いをすることを禁止した第一条、商品価値が高く戦略物資でもある木綿類は上宿の松堂の前で取引することを定めた第二条、それら二か条で定めたこと以外は、従来からのしきたり通りとすることを定めた第三条です。

IIIでは、IIの実施に関する事項が示されています。この掟の施行は市宿に委ねた上で、掟への違反行為があった場合には領主側が裁定することとし、市宿側がとるべき手続きを定めています。

さて、江戸時代、岩槻城下町の市は市宿町においてのみ開かれていました。開催日は、一と六がつく日、つまり毎月1日・6日・11日・16日・21日・26日の六日間。このような市を六斎市（ろくさいいち）といいます。このうちの三日は上宿で、残りの三日は下宿で開かれていました。

このような江戸時代の市宿町の市の様子を概念的に表した図を先ほど掲げましたが、もう一度、ここに再掲しておきましょう（図9）。

さきほどは、掟の第二条に記された「まつとう前」を具体的にイメージするためにこの図を提示したわけですが、この図と掟との間には、決定的な違いがあります。それは、掟には、

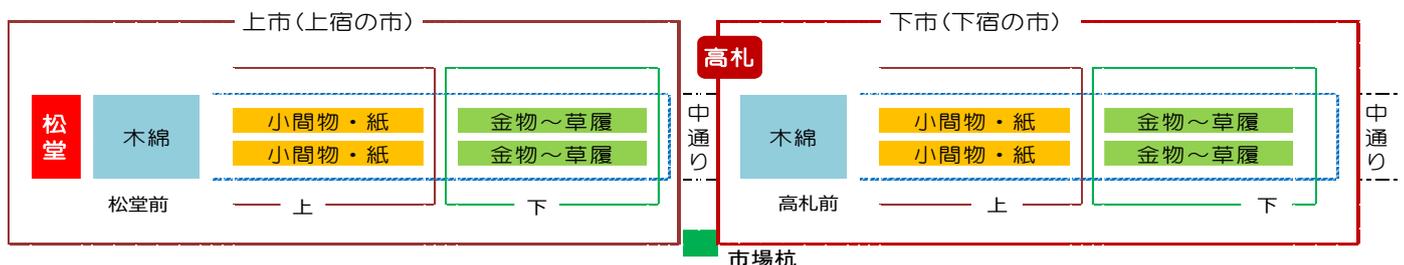


図9 1723年「市宿町古例書上」にみる市の構成模式図（修正）（図7を再掲）

図の右側、「下市（下宿の市）」に関する具体的な規定が全くないことです。第一条では、上宿の市の際に下宿での留め買いを禁止することが定められていますが、下宿の市の日については何も規定されていません。また、「ふともの・ゆたん」の売買の場所は「上宿まつどう前」とすることが定められていますが、下宿の市の際の「ふともの・ゆたん」の取引場所については何も触れられていません。その理由を考えることは、1601年（慶長6年）にこの市掟が発出された理由を問うことに通じます。

まず現象面に即して、想定される理由を挙げてみましょう。

- ① 上宿の市についてトラブル（訴訟）があり、その裁定を下しその上で裁定を踏まえた新たなルールを定めたのが、この掟。係争点でないことは具体的には示されないから、この掟には下宿の市についての規定がない。
- ② 下宿でも市が開かれているが、その運用は上宿について定めたこの掟の規定を準用することが当然のことと考えられたから、下宿の市についての規定がない。
- ③ 市が開かれるのは上宿だけであったから、下宿の市についての規定がない。

①は、この掟が発行された契機にも及ぶ想定です。一般論として、このような命令が領主から発せられる場合、その契機としては、a 何らかのトラブルー訴訟が発生した場合と、b 何らかの事情で新しいルールを定める必要が生じた場合のいずれかの可能性が高いといえます。①は、その内の前者 a のケースに当たるわけです。下宿における留め買い禁止（第一条）、「ふともの・ゆたん」の取引場所指定（第二条）など、具体的な規定がある点は、それらが係争点となるトラブルだったと、ひとまず想定することができます。

留め買い禁止は、上宿と下宿の間のトラブル、これについては、第一条を読んだところでも取り上げたので、説明は不要でしょう。「ふともの・ゆたん」の取引場所指定については、市の重要商品の取引場所をめぐる市関係者の間のトラブルと考えられます。これには、市の取引場所に面する町のミセの利害関係や、市宿に複数いた有力商人間の利害の対立、さらには、自由な取引への指向と一定の統制ないしは重要商品取引場所の集約化による市の活性化等への指向との対立など、さまざまな可能性を想定することができますが、具体的な判断材料がないのが実情です。

一方、②・③は、後者 b のケース、新しいルールを定める必要が生じた場合の想定です。②では、上宿に関する規定をすべて下宿にも準用し得るかどうか論点となります。下宿での市の折に上宿での留め買いを禁止することは準用し得ることかと思いますが、「ふともの・ゆたん」の取引場所については、そのまま準用するには問題があります。下宿の市の際の取引場所が明記されていないからです。そうした観点からすれば、下宿の市の際における「ふともの・ゆたん」の取引場所については変更がなかったために、変更が生じた上宿の市の際の規定のみが盛り込まれた、との解釈が浮かび上がります。しかし、あらためて第二条を見ると、市の開催場所を上宿に限定せずに取引場所を「上宿まつどう前」と指定しています。下宿の市の際にもそこで取引すること、つまり市宿における「ふともの・ゆたん」の取引は全て「上宿まつどう前」とすることを定めていると理解されます。但し、そうすると、

下宿の市の折には、「ふともの・ゆたん」の取引場所が下宿からは隔たってしまうことになり  
ます。とすると、③のようにそもそも下宿では市は開催されなかった可能性のほかに、「ふと  
もの・ゆたん」の取引は上宿の市の日に限定されていた可能性も検討してみる必要がありそ  
うです。けれども残念ながら、検討の材料はありません。

この「市掟」のみからそこで規定されたことからの背景を確定させるには、やはり大きな  
制約があります。確実に導かれるのは、市の開催をめぐる上宿と下宿の間で紛争が生じて  
いたこと、その裁定を求められた岩槻城主高力氏は上宿に有利な裁定を下したこと、そこ  
から垣間見える市のあり方は、江戸時代中期における市のあり方とは異なる面が大きかった  
こと、こういったことでしょう。

ところで、この1601年は、関ヶ原の戦いで清長の主君・徳川家康が勝利し、事実上、  
新たな天下人としての地位を不動のものとした翌年です。この年家康は、東海道における伝  
馬（てんま）制度を発令するなど、天下人としての交通政策を打ち出したことが知られてい  
ます。伝馬制度を支える都市の経済力向上に関わる施策という点で、この市掟は家康の天下  
人としての施政と無関係ではなかったでしょう。とはいうものの、市掟発行の直接の前提に  
市宿におけるトラブルがあったことを踏まえるならば、トラブル裁定の判断における背景と  
して、全国展開される施政との関連性を踏まえつつも、既に徳川家康の領国となっていたこ  
の地域にとっては、戦国時代の岩槻城下町のあり方が一旦リセットされて、新たに城主とな  
った高力清長のもとで江戸時代につながる城下町としてのスタートを切って11年目である  
ことに留意する必要があるでしょう。

江戸時代中期の岩槻城下町では、高力清長による町支配に対する激しい抵抗の記憶が伝え  
られていました。市宿町と並ぶ岩槻城下町の中心的町である久保宿町の住人が税の取り立て  
にきた高力清長の配下といさかいを起し、その挙句、彼らを袋叩きにしてしまい、あろうこ  
とか、腰の物まで叩き折ってしまったというのです（元文5年（1740）9月「古事新来  
之覚書」文献17）。

戦国の余風なおさめやらぬ尖鋭な対立、新領主と在来の人々との軋轢をうかがわせる記憶  
ですが、話はこれで終わるはずがありません。「仏高力」と呼ばれたことのある清長も、これ  
には激怒しました。そして、清長が久保宿の住人を皆殺しにすると息巻いているとの噂が広  
まると、これに慌てた久保宿の住人は残らず逃亡してしまい、久保宿はもぬけのからになっ  
てしまいました。城下町の衰退は領主にとっても困りごと、清長は富士宿の住人を久保宿に  
移転させて久保宿町を再興したというのです。

この「記憶」は、江戸時代中期以降、市の開催をめぐる久保宿町とのいざこざが絶えな  
かった市宿町が記録化したものです。市宿町に有利な組み立てになっている可能性があります。  
それでも、ささいなことから大きな軋轢へとつながった、戦国城下町から江戸時代の城  
下町への劇的な転換点の出来事の残照を伝えている可能性があります。そして、その結果、  
由緒ある町場である久保宿の大規模な再編が強力に進められた可能性をも示唆しています。

ひるがえって、1590年は、城下町にとって、高力清長が城主となったことには留まら

ない大変革の年でした。いうまでもなく、北条氏のもとで一つの到達点に達した戦国城下町が、上方の豊臣政権のもとで確立された城下町編成原理に基づいて再編される端緒となったと考えられるからです。中世の城下町から近世の城下町へのターニングポイントがこのときにあったのです。この移行を城下町岩槻の「近世化」と仮に呼んでおきましょう。

近世化された岩槻城城下町は、各種の城絵図からうかがわれるように、身分を基準とする同心円構造となっていました。城主の居館と重臣の屋敷、政務の場が凝集された城郭が中心にあり、その外側に城主に仕える家臣の屋敷地（武家地）が配され、さらに外側に商人や職人の住む町屋が街道沿いを中心に配され、そしてその外延を大構が囲繞する。実際には、城郭は北側に偏し、正確には同心円ではありませんでしたが、構成原理はそのようにモデル化することができます。そしてこの構造は、近世城下町に共通するもの、織田政権から豊臣政権へと受け継がれ完成された、城主を頂点とする求心性の強い城下町構成原理です。

戦国時代最末期に岩槻城大構が構築されると、城主北条氏房は、出陣中は大構内への岩付領直轄領の兵糧の集積や家臣家族の参集を命じるようになります。大構内には、兵糧保管場所や家臣家族の生活場所が整備されていたことがうかがわれます。兵糧の場合には、その収納のための蔵が用意されたと考え

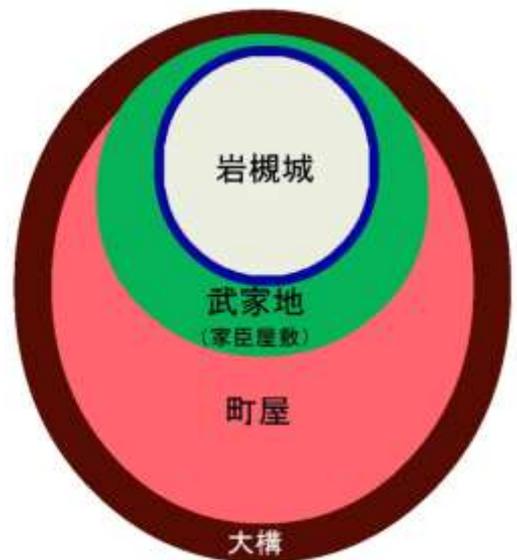


図 10 近世岩槻城城下町概念図

てよいでしょうが、家臣家族の場合には、個々の家臣の屋敷地が配置されていたとまで考えてよいかどうかは、わからないのが実情です。

重臣層の場合には、城内や大構内の要所に屋敷を構えていたことはほぼ確実です。けれども一般の家臣の場合には、出陣の際に家族を大構内に参集させることが明示しているように、通常は、それぞれの本拠に構えた館で生活していたわけですが。出陣という非常時に家族を大構内に参集させる際、城主氏房は「安穩」のため、つまり出陣した家臣が国元の家族の安否を心配することがないよう、城主が保護するので安心しろ、といているのですが、これは一面では、出陣した家臣が敵方に寝返ったりするのを防ぐ人質でした。城主による「安穩」を象徴しつつ、家臣統制を貫徹する場として、大構内が活用されたことがうかがわれるわけですが、こうしたことを繰り返し、積み重ねていくと、その先には、大構内への家臣屋敷の常設、そして原則、大構内居住という形に進んで行ったのではないかとも思います。しかし、そうなる前に戦国城下町岩槻は終焉を迎えました。

高力清長による岩槻城城下町の「近世化」は町屋に対する施策とともに、城下に集住する家臣たちへの屋敷地配分という、武家地の創出が並行して行われたと考えられます。その際、既存の町屋に対してどのような改変が行われたのか、この点が今回の主題である慶長六年霜月一日高力清長「市掟」の評価とも関わってきます。

実は、市宿の成立については、異なる理解が併存しています。単純化していえば、①戦国時代の視点からは、市宿は戦国時代に成立したとし、②江戸時代の視点からは、市宿は江戸時代に成立したという見解が提起されているのです。前者①については、市宿の市の成立に関する数少ない専論である杉山正司さんの「中世末武蔵東部の市における諸問題－岩付を中心として－」（文献14）では、従来、市宿の市は1560年（永禄3年）に太田氏資によって開設されたとされてきたことを批判して、天文年間に太田資正によって開設されたことを提起しています。一方、後者②については、『新編埼玉県史 通史編 近世1』（文献18）が埼玉県域における徳川氏家臣の城下町政策の開始を論じる中で、次のように指摘されています。

岩槻城は中世末、最も激戦のあった城である。したがって城下町の復旧もおくれたと思われるが、この城を与えられた高力清長は、慶長六年（一六〇一）、市宿肝煎中に市に関する掟を交付している（中略）。市場祭文によると、中世に岩付で市立てをしたのは久保宿・富士宿であったから、市宿村は高力氏によって新しく市立てを許可されたものとみてよかろう。（後略）

二つの見解の間には、大きな隔たりがあります。

この「レポート」は、このように学説の大きな相違がある点について、その当否を論じる場ではありませんが、現在の研究の水準からすれば、どちらも問題点をはらんでおり、さらに欠落している視点があることは否めません。前者においては、勝田氏が岩槻領や岩槻城城下町において特権的な地位を太田氏から認められたことと、市宿における市の成立とが同列に論じられているという問題点があります。

一方、後者においては、戦禍からの復興の遅れによって、1601年（慶長6年）になってようやく市宿における市立が公認された、という論理がうかがわれます。県史における叙述という、簡潔に記さなければならない制約からでしょう、明記されてはいませんが、江戸時代には久保宿と富士宿では市立が行われていなかったことを恐らく前提としています。しかしそこでは、各論説が発表された時点での研究状況からすればやむを得ないことではありますが、戦国時代最末期における大構の構築と城下町との関わりと、北条氏滅亡直後の豊臣政権における岩槻城と城下町の位置付という、二つの視点が抜け落ちています。

まず前者、大構の構築と城下町との関わりについては、戦国時代研究者の長塚孝さんの指摘が重要です（文献19）。岩槻城大構は諸街道を内部に取り込むとともに、地域経済圏の中心地を掌握するために、市宿を大構の内部に取り込んで市場と城を一体化させる構造が創出されたことを指摘しています。そこから一歩進めて、大構構築と同時に城下町の町割りを伴う再編が行われたとする試論（文献20）や、「惣構」の展開を巨視的に捉えつつ、北条氏領国における「惣構」＝外郭線について、豊臣政権との臨戦態勢における軍事的構築物としての性格を強調した上で、外郭線の内側に宿・市を取り込む城郭とそうではない城郭の併存の明確化（文献21）などもあり、議論は確実に深化しています。

次に後者、豊臣政権における岩槻城と城下町の位置付については、豊臣政権の東国支配構想と奥羽情勢を踏まえ、小田原－府中（東京都府中市）－岩付（岩槻）を結ぶ街道が整備さ

れたことが明らかにされています（文献22）。これら三地点は、豊臣政権の「公儀」の統治拠点ともされたわけです。この位置づけは、北条氏を亡ぼしたのち、豊臣秀吉が「天下統一」の総仕上げとして宇都宮（栃木県宇都宮市）と会津（福島県会津若松市）まで赴いた往復の通路となる街道と秀吉の休泊所の整備によって形成されました。三地点はいずれも、1590年（天正18年）7月に正式に移封が発令された徳川家康の新領国であり、小田原と岩槻は家康重臣の居城ともされていますが、家康の領国支配の要であると同時に、豊臣政権の「公儀」の城としての性格も併せ持つことになったわけです。そしてこの点は、先ほど紹介した、『新編埼玉県史 通史編 近世1』における指摘、すなわち、激しい戦禍に見舞われた故に城下町の復興には長時間を要した、との理解とも直接関わる問題です。もう少し詳しく、そのプロセスをたどってみましょう。

高力清長が岩槻城主になる直前の同年5月、北条氏の拠点城郭として防備を固めた岩槻城は、浅野長政を総大将とする豊臣・徳川連合軍の総攻撃を受け、激戦の末、落城しました。その攻防は、少なくとも外郭線である大構の攻防から、大構内の城下町での市街戦、そして狭義の城郭の攻城戦へと推移したと考えられます。戦場となった城下町が被った被害はいかばかりだったでしょう。戦禍のすさまじさは『新編埼玉県史 通史編 近世1』が想定する通りでしょう。その被害は、拠点城郭の膝下に形成され、城主より種々の特権を与えられた城下町、しかも大構によって軍事的にも城郭と一体化・内部化した岩槻城下町が負った宿命のようなものですが、岩槻城の落城と、清長の岩槻城拝領・城下町施策着手の間には、豊臣秀吉の「天下統一」の総仕上げとしての宇都宮・会津仕置き（うつのみや・あいづしおき）がありました。飛行機などはない時代、秀吉は北条氏を亡ぼした小田原から大軍を引き連れて進軍し、そして目的を達すると京へと帰っていきました。秀吉は、その途中途中で施策や政策を発令し、時にその土地に赴くことで円滑に解決できる問題への対処なども行いました。この宇都宮と会津に向かう往路と京への復路において、秀吉は岩槻城に宿泊しました（文献23）。大軍が通行する街道の整備とあわせ、岩槻城内には秀吉が宿泊する御殿がしつらえられました。事前に配備された警固の軍勢によって、秀吉が引き連れた数万の軍勢の宿営場所もあわせて整備されました。この宿営場所はあくまでも仮設のものでしたが、整地し仮屋を建設するなどの工事が進められました。

秀吉は、宇都宮城で関東の仕置を確定させている最中の7月28日、岩槻から小田原までの道筋に「御座所」を整備せよとの命令を発しました（同日付豊臣秀吉朱印状、『豊臣秀吉文書集』第3331号。文献24）。秀吉は宇都宮に来る途中、江戸と岩槻を通ってきましたから、帰路には江戸を経由しないルートを通ることを決定したことがわかります。ここで新たに整備が進められることになったのが、府中でした。秀吉は、豊臣政権の奥羽（東北地方）統治の中継基地として武蔵国の府中を取り立て、府中から岩槻城、そして宇都宮城に至るルートを幹線道として整備しようとする政策決定がこの時点で行われたことがわかります。

このルートには、奥羽の豊臣化を進める進駐部隊や伝令などの公的往来・物資運搬の休泊地・補給基地としての機能が不可欠です。その中でも、補給基地としての根幹は、公的通行

と物資の運搬を支える人馬の交換（継立・つぎたて）の確保でした。そうした人馬の交換の仕組みを「伝馬（てんま）」といいます。

人馬の交換とはどういうことかという、馬も人足も朝から晩まで荷や人を運び通しでは疲弊してしまい、運搬効率が低下します。そこで、一定の間隔で新たな馬と人足に取り換えられるように、街道沿いに人馬を交換する場所を用意しておく必要がありますが、いつ必要になるかわからない通行のために人馬を確保しておくのは、並々ならぬ負担を強いること。人馬が待機するという事は、人の食料、馬の飼料も負担するという事です。そうした負担を賄うには、土地・建物にかかる通常の税を減免するなどの措置が必要となり、しかもその負担を負う人々はあちこちに散らばっているのではなく、まとまっているのが効率的です。そうした場が町場であり、街道沿いに町場、つまり宿駅が形成されることが伝馬の仕組みに不可欠な基盤でした。

実は、小田原－府中－岩槻の道筋は、既に北条氏によって幹線道として整備され、伝馬の制度も整えられていました（文献22）。伝馬を担う町場は宿として把握され、伝馬の充実のための新宿創出や宿の基盤確保のための商業振興策なども北条氏主導で進められていました。したがって、豊臣政権は既存の幹線道を豊臣仕様に再整備したのだと考えられるわけです。秀吉は、小田原から会津までの道を幅3間（約5.4メートル）と定めていました（文献24・25）。既存の道筋で幅3間に満たないところがあれば、そこは道幅を広げたでしょうし、著しく曲がりくねったようなところは直線化したかもしれません。それでも基本は、北条氏段階に整備された道筋を踏襲したと考えてよいでしょう。そうしたあり方は、宿の配置についても同様であり、沿道に形成された、宿駅機能をもつ町場を最大限活かしていったとみてよいでしょう。

秀吉の宇都宮・会津への往路とそこからの復路の整備の際には、最大の基幹インフラである道の再整備と、「御座所」をはじめとする秀吉とその大軍勢の通行に必要な措置は豊臣政権によって実施されました。それを恒常的な幹線道システムに移行させていく役割は、北条領国の新たな領主となった徳川家康とその家臣たちが担っていったわけですが、その方向性は既に秀吉通行の準備の過程で用意されていたと考えられるのです。

ひるがえって、豊臣政権が岩槻城を攻略した5月22日から秀吉が宇都宮・会津に向かう途中、一泊するまでのおよそ2か月の間、岩槻城は豊臣政権勢の占領下にありました。当初は恐らく浅野長政らの攻略部隊から割かれた軍勢が駐留し、その後秀吉の宇都宮・会津進軍が決定されると、その準備を兼ねた在番衆が小田原の秀吉本営から派遣されました。この間、城内への秀吉御座所の設営や供奉する軍勢の休泊所の仮設、江戸・宇都宮間を結ぶ道の整備などが進められたわけですが、その間、駐留する豊臣政権勢が北条氏残党の反撃に対する警衛等の軍事的対応と秀吉来訪に備えた準備だけに終始していたとは思えません。被災した城下町住人たちへの救恤などの民政的施策も何らかの形で行っていたのではないのでしょうか。

このように考えてくると、先ほど紹介した、岩槻城下町の復興は、戦禍が深甚であった分、遅れたであろう、との想定には、やはり問題があるといわざるを得ないでしょう。同時に、

ここまで見てきたような、「上」からの施策だけではなく、城下町の住人自ら、生き抜くための営為、そして町の再建に向けて動き始めていたのではないのでしょうか。軍勢の駐留と秀吉来訪に備えた各種工事の進捗は、新たな需要を生み、同時に住人主体の動きなくしては成り立たなかったにちがいません。

一方、新たな城主となった高力清長はといえば、秀吉が岩槻城で一泊し宇都宮に向かう途上の7月下旬、秀吉に随行する側近の片桐直倫（且元）・早川長政らから鎌倉の有力寺社領につき高力清長らに指令を伝えた書面と、江戸にいる徳川家康の判断を仰いだうえで、片桐且元らに返報した清長の書面が残っています（片桐直倫・早川長政書状案、高力清長書状案「帰源院文書」文献26）。このとき清長は恐らく鎌倉に駐在して、豊臣政権から鎌倉の再興を引き継ぎ、鎌倉の治安維持と喫緊の課題である鎌倉大寺社との折衝にあたっていたと思われます。清長は徳川家康配下の奉行衆として、新たな領国である旧北条領国の安定化と支配機構の確立に忙殺されていたと考えられます。しかも、多忙なのは清長一人ではありません。清長の職務は、清長の部下として配属された徳川家臣たちとともに、付き従う清長の家臣たちによって支えられていました。清長とその家臣たちは、徳川氏にとっての新たな国づくりの基礎を固める仕事に精励しつつ、それまでの在所である駿河国田中城（静岡県藤枝市）から岩槻城への引っ越しを進めなければなりません。家康のお膝元の江戸に割り当てられた屋敷地にも屋敷の建設を進めなければなりません。

高力清長の子孫が伝える「記憶」によれば、この時、会津まで赴いて天下統一の総仕上げを終えた秀吉が、京への帰途、高力清長の旧城・田中城の城下に差し掛かったときのエピソードを伝えています（文献27）。それによれば、清長の妻子がまだ田中城にいることを知った秀吉は、側近を清長の奥方のもとに遣わして、清長は家康の命により岩槻城の城主となったことなど、安否を気遣う奥方に夫の消息を伝え、早く清長の元に赴くよう、促したといえます。奥方は秀吉からの使者に自ら酒を注いで労をねぎらいつつ、秀吉の心配りに感謝を示したといえます。すると秀吉は奥方のこの気丈な振る舞いに感じ入り、これが機縁で、この後、清長の奥方は、毎年秀吉に心づくしの品を贈ることを許され、秀吉が亡くなった際には、形見分けの黄金を拝領したといえます。清長は徳川家康の重臣として秀吉と幾度も対面しており、その人柄を秀吉も気に入っていたといえますから、田中城での交誼は、以前からの秀吉と清長との交流を前提とした、秀吉の気遣いだったのでしょう。

いささか本筋から外れてしまいましたが、このエピソードが事実を伝えているとすると、それは8月21日から22日の間のできごとであったこととなります（但し、この「記憶」ではこれを9月の出来事としています。高力家は江戸時代に一度没落するため、「記憶違い」が生じていたり、江戸時代に流布した物語から採用された逸話も盛り込まれているため、注意を要します）。秀吉の京への帰路は次のような行程であったことが分かっているのですが（文献28）、田中城は駿府と掛川の間位置していることなどからそのように考えられるわけです。

8月16日 岩槻（さいたま市岩槻区）

8月18日 小田原（神奈川県小田原市）  
8月20日 清見寺（静岡県静岡市）  
8月20日 駿府（静岡県静岡市）  
8月23日 遠江国掛川（静岡県掛川市）  
9月 1日 京都・聚楽第着

同じとき、同じ徳川家中の中堅家臣だったある人物の日記が残されていて、関東への引っ越しの具体的な様子を知ることができます。それは、松平家忠という人物の日記（文献29・30）。この人は政務にあずかる立場ではありませんでしたが、徳川軍団の中堅として家康に従い、小田原陣中にありました。小田原城落城後、秀吉が宇都宮・会津へと向かう途上、家康の新たな本拠とされた江戸城に逗留したとき、家忠はその警衛のために江戸に赴き、そして秀吉が江戸を出立するのを見送りました。7月20日のことです。秀吉の大軍を送り出した後、家忠は家康からいとまを賜わり、それまでの本拠である三河国深溝城（愛知県幸田町）まで家族を迎えに行くことになりました。21日に江戸を発ち、深溝城に着いたのは8月5日のこと。城中は関東への引っ越し準備で上を下にの大騒ぎだったといえます。そんな中、8日になると、江戸から使いがやってきて、川越城（埼玉県川越市）を拝領したことを知らせてきました。関東への引っ越しは決まっていますが、どこに引っ越すのかはこの時まで知られていなかったわけです。

こうした家臣たちへの城や領地の配分を「知行割（ちぎょうわり）」といいますが、家康の関東移封はかなり早い時期から決まっていたとしても、家中の者すべての知行割には相当な時間を要したのでしょう。家忠の場合、最終的には川越から忍城に引越し先が変更になったことを江戸に到着後の8月26日に知らされました。ちなみに、その立場は知行高1万石の忍城代。城持ではありませんが、万石取の大名への出世でした。

かたや清長はといえば、既に東海道筋の重要城郭である田中城の城主であり、重臣として活躍していた高力清長の場合には、家忠よりも早く知行割が決まっていたと思われます。職務を果たしながらの引っ越しは家忠以上に苦労があったかと思われますが、家忠の深溝よりも関東に近い田中城はより早く、異動に関する情報が伝わっていたはずですが、にもかかわらず8月下旬まで清長の妻子が田中城に在城していたのは、むしろ積極的に秀吉の凱旋を迎えるためだったかもしれません。東海道沿線の城郭は、秀吉の往復の御座所や休息所とされ、秀吉の出征中は豊臣政権直臣が管理していましたから、秀吉の通過までは引越しを進められなかったという事情もあるかもしれません。

加えて、秀吉が会津から京への帰途、岩槻城に宿泊したのは8月16日、翌日、武蔵府中（東京都府中市）へと出立しました。この間、岩槻城は豊臣家の直臣（明石右近）が在番衆として直接管理していましたから、清長の家中が本格的に引っ越ししてくることはできなかったと思われます。岩槻城落城から秀吉の宇都宮・会津往路の宿泊までの2か月、そしてそれから会津からの帰路における宿泊までのおよそ1か月の間、岩槻城は豊臣政権の直轄支配下に置かれていたわけです。ともあれ、高力清長家中が完全に田中城を引き払い、岩槻への引

越しを完了するのは9月になってからのことと考えてよいでしょう。

城下町の復興を担う新城主高力清長は、焼け野原の町を一から復興したのではなく、豊臣政権によって基幹部分の再興がなされた状態で、城下町復興策に着手したのです。そして住人自らの復興への動きも始まっていました。高力氏は、こうしたことどもを前提として、家臣団が集住する拠点としての性格とともに、徳川氏の領国統治・防衛体制の一翼を担う城下町という性格、さらには豊臣政権の東国・奥羽統治のための交通体系の基盤となる宿としての性格をあわせもつ町として、復興と近世につながる城下町の形成を進めていったと考えてよいでしょう。

急激な豊臣化に対する北奥の人々の激しい反発は豊臣政権の尖兵に対する「反乱」の続発としてあらわれ、それを鎮圧するための大軍派遣が翌年まで繰り返されました。江戸から北上する徳川勢、東海方面から府中を経て岩槻を経由する豊臣大名勢の往来が相次ぎました。北奥情勢の安定化は喫緊の課題でしたから、重要な中継地点となった岩槻は宿としての機能を果たすため、復興が急がれたことでしょう。戦禍を逃れ離散した旧来の住人の還住が町や村の復興の基本政策であったこともあって、前代の町の有力者を一掃してしまうのではなく、彼らの特権を一程度容認することで、岩槻城城下町の復興は急速に進んだのではないのでしょうか。

先ほど紹介した久保宿住人と高力氏との尖鋭な対立の描写の前提には、高力氏との協調関係を円滑に築いた市宿住人との鮮やかな対比がありました。・・・伝統ある市町でありながら、戦国時代末期、岩槻城主から市商人統括権を委ねられた勝田氏の差配下に置かれていた久保宿は、高力氏のもとで、市宿中心の城下町編成が今また再生されたことに、強い反感を抱いていた。それがささいなことから、高力氏配下に対する過剰な反撃を引き起こしてしまった。・・・こんな想定は、史料から導ける範囲を超えた妄想に過ぎませんが、ひとことで城下町といっても、その内部には複数の町と住人集団があり、それらが競合しせめぎ合っていたのでしょ

うでしょう。新たな領主である高力氏から優位な立場を認められた市宿を中心として、城下町町場の「近世化」が進められていったことをうかがうことは可能かもしれません。

そしてその市宿。市宿では、戦国時代最末期に市宿の運営を主導していた有力町衆たちが江戸時代においても引き続きその地位を保っていました。このことを表1で確認しましょう。

表1 戦国時代末期から江戸時代初期の市宿の有力者

	①1590年(天正18年)正月の軍役改	②慶長年間前半頃(1596年～)の市宿町年寄	③阿部重次城主期(1638年～1651年)頃の 新町取立時の地主(市宿住人)
押田氏	押田勘解由	押田勘解由	押田勘解由
河野氏	川野縫殿助	河野縫殿助	河野縫之助
柏崎氏	柏崎四郎左衛門 同助六郎		柏崎玄蕃
勝田氏	勝田大炊助 勝田助三	勝田九郎左衛門	勝田九郎左衛門
蓮見氏	蓮見喜右衛門	蓮見市郎左衛門	
その他			瀬戸兵庫

出典:①庚寅(1590年)正月18日北条氏房印判状写(文献31 第1500号)  
②・③元文5年(1740年)9月古事新来之覚書(文献17)

①としたのは、1590年（天正18年）正月、市宿の住人たちが軍役を務めることを申し出、軍装・兵員の登録を受けたことを、岩槻城主北条氏房が褒賞し、氏房側近の伊達房実の指揮下に入ることを指示したものです。豊臣政権の関東侵攻が迫る中、北条氏は国家存亡の危機を訴え、家臣以外の者にも防衛体制への参画を求めました。郷村に賦課される役としてではなく、士分への取立等の見返りを伴う、いわば志願兵の徴募を行ったわけです。勝田氏をはじめとする市宿の7名がこれに応じたわけですが、彼らは市宿の運営を主導する有力町衆であったと考えてよいでしょう。

②は、江戸時代草創期の市宿の町年寄の名を伝える伝承です。市宿では、のちに名主と呼ばれる役職は、慶長年間には年寄（としより）と呼ばれており、表に掲げた4名がその地位にあったといえます。

③は、市宿の南側の田地を新たな町・新町（しんまち）に開発する際に、その協議に参画した対象地の地主の名を伝える伝承です。彼らは、町屋の屋敷地を所持して商人として活動するばかりでなく、その後背地も寡占的に保持し経営していたことがうかがわれます。

①から③を通して、戦国時代末期に市宿の主導的立場にあった者たちが、江戸時代においても引き続き、その地位を確保していたことがわかります。特に、①からは、同年5月の岩槻城攻防の際には、籠城勢の一員として活動したことが推測されます。戦禍に巻き込まれた住人に過ぎなかったわけではないのです。豊臣秀吉は、北条方として敵対した勢力に対しては徹底的な殲滅を指令していましたが、南関東の北条方諸城の制圧を進めた浅野長政らは、徹底抗戦した岩槻城籠城勢に対してさえも、助命し、城を出て居住地に戻ることを認め、秀吉も結果的にそれを追認していましたから、市宿の7名も豊臣の「正義」に対する敵対をとがめられることはなかったのでしょう。そして、町の復興が優先される中、彼らの主導的地位はそのまま容認され、また彼らも積極的に新たな体制に順応していったと考えてよいでしょう。

但し、ここで注意したいのは、豊臣政権の侵攻という極限状態の中で一致して行動していた市宿の7名は、平時においては相互に連携・協力しつつも、経営主体としては競合しあう立場にあったことです。7名の中の柏崎氏は、戦国時代には甲斐国の武田氏領国にも岩槻の商人として知られていました（文献32）。岩槻城下町には、他国とも取引を行う商人が勝田氏以外にもいたわけです。戦禍からの復興が進み、安定した町経営が軌道に乗ると、それぞれの間の摩擦が生じて来ることは十分に考えられます。危機の中で抑制されていた利害対立が顕在化する局面をやがて迎えたのではないのでしょうか。

ともあれ、少なくとも関東においては戦乱の危機から解き放たれて10年前後を経過したとき、市宿においては、前代のあり方を踏襲しつつ形成されてきた慣行だけではおさまらない事態が生じていたのではないのでしょうか。たとえば、有力者同士の申し合わせで進めていたことが、紙に書いてないから、つまり明文的規定が設けられていないことから、対立の調整が困難な事態が生じていたのではないのでしょうか。それが市宿内部における上宿と下宿とのトラブルとして顕在化し、互いの間での話し合いでは決着がつかなかったことから、領主

である高力氏に裁定を求めた。このレポートの本題である「市掟」発行の直接の契機として、このような事情を推測してみることも、あるいは可能かもしれません。

「市掟」が発せられた1601年、前年の関ヶ原の戦いで天下人としての地歩を固めた徳川家康は、東海道・中山道・奥州道などの伝馬制度を定めたことが知られています。大名ごとの支配領域を超えて統一した伝馬制度を発令できるのは、まさに天下人ならでは。もちろんそれは0からの制度制定ではなく、豊臣政権が進めた全国交通網を再編したのですが、徳川政権による伝馬制度の整備が進められる中、岩槻城城下町においても、何らかの新施策が令達された可能性があります。そうした施策を進める上でも、城下町における紛争を早期に解決し、重要な産業であり、かつ宿経営の基盤でもある市を安定的運営できるようにすることは、高力清長にとっても喫緊の課題だったでしょう。

\* \* \* \* \*

「市掟」の全体を通して読む試みは、思いがけず、長い旅路となりました。原文はさして長くもないですが、簡潔な文書であるからこそ、文章や文言一つ一つの意味を正確に理解するには、さまざまな考証や吟味が必要になりました。これは、史料を読み、可能な限り正確な事実を導き出していくためには避けては通れない営みであり、憶断や結論ありきの論に陥らないための不可欠の作業です。そしてまた、史料に即して歴史の世界に分け入る醍醐味・楽しみでもあります。調べ、考えることで一つ一つ疑問を解き、新たな疑問に突き当たり、また調べ直す。面倒くさいけれども、その先には、客観的事実に裏打ちされた歴史像が見えてくる・・・はずです。

しかし、それでもなお、客観的な事実の確定はもちろんのこと、史料の記述の解釈を固めることも、とても難しいことです。実際、このレポートでも、結果的に「市掟」の記述の解釈を確定できないところも残ってしまいました。それを導くための材料、史料は断片的にしか残されていません。そこにさまざまな解釈の可能性を想定した上で、現代的な感覚や憶断によらずに一つひとつ、その可能性を吟味していくことが不可欠です。ここでお示したことも、そうした試みの一つであるにご理解ください。そして、このような試みが可能であるのも、過去の出来事を伝えてくれる古文書をはじめとする様々な過去の「記憶」が文化財や「資料」として今日に伝えられ、そしてそれが活字やデジタル化資料等の形で公開されているからです。文化財や「資料」の保存と公開の大切さにも思いめぐらしていただければ幸いです。

## おもな文献

- ・文献番号、執筆者、書名または論考名、(掲載書)、発行者、刊行年の順で紹介します。
- ・文献番号と書名を太字にしたものは、さいたま市立図書館が収蔵している図書です。所蔵館は、さいたま市図書館ホームページにて御確認ください。

- 1 慶長6辛丑年霜月一日「市掟」(岩槻市史編さん室 『岩槻市史近世史料編Ⅳ 地方史料(下)』 岩槻市 1982年)
- 2 日本大辞典刊行会(編) 『日本国語大辞典 第8巻(とふーひたん)』 小学館 1980年
- 3 日本大辞典刊行会(編) 『日本国語大辞典 第20巻(ゆたーん)』 小学館 1976年
- 4 国立歴史民俗博物館(編) 『中世商人の世界 -市をめぐる伝説と実像-』(歴博フォーラム) 日本エディタースクール出版部 1998年
- 5 土井 忠生ほか(編訳) 『邦訳 日葡辞書』 岩波書店 1980年
- 6 室町時代語辞典編修委員会(編) 『時代別国語大辞典 室町時代編5(へ〜ん)』 三省堂 2001年
- 7 塙 保己一(編)・太田藤四郎(補) 『続群書類従 補遺3(8) お湯殿の上の日記8』 続群書類従完成会 1980年
- 8 塙 保己一(編) 『群書類従 第3輯 帝王部』(訂正3版) 続群書類従完成会 1980年
- 9 享保8年卯4月「市宿町古例書上」(岩槻市史編さん室 『岩槻市史近世史料編Ⅳ 地方史料(下)』 岩槻市 1982年)
- 10 湯山 学「鎌倉の祇園祭」 同著『中世南関東の武士と時衆』 湯山学中世史論集5 岩田書院 2012年(初出は1984~85年)
- 11 藤木久志 「鎌倉の祇園会と町衆」 同著『戦国の村を行く』(朝日新書 816) 朝日新聞出版 2021年(初出は1993年)
- 12 「市場之祭文」(埼玉県 『新編埼玉県史 資料編5 中世1 古文書1』 埼玉県 1982年)
- 13 岩槻市教育委員会 『岩槻市史料 第10巻 地方史料1(勝田家文書)』 同 1978年
- 14 杉山正司 「中世末武蔵東部の市における諸問題-岩付を中心として-」 埼玉県立博物館(編)『埼玉県立博物館紀要』第7号 同館 1981年
- 15 春日部市教育委員会 『春日部市史 第2巻 古代・中世史料編』 春日部市 1989年
- 16 春日部市教育委員会文化財保護課 「【謹賀新年】 #寅年 の古文書」(春日部市教育委員会文化財保護課・郷土資料館ブログ) <https://schit.net/kasukabe/center/hogolog> 2022年
- 17 元文5年9月「古事新来之覚書」(『岩槻市史 近世史料編Ⅳ 地方史料(下)』 岩槻市

1982年)

- 18 埼玉県 『新編埼玉県史 通史編3 近世1』 同 1988年
- 19 長塚 孝 「岩付城下と商人・職人／寺院と総構の形成」 黒田基樹(編)『北条氏房』(論集戦国大名と国衆19) 高志書院 2015年
- 20 青木文彦 「岩槻城大構の成立と城下町」 黒田基樹(編)『北条氏房』(論集戦国大名と国衆19) 高志書院 2015年
- 21 佐々木健策 「城郭を囲うもの－「惣構」とは何か－」 萩原三雄ほか(編)『中世城館の考古学』 高志書院 2014年
- 22 竹井英文 「豊臣政権と武蔵府中－府中御殿の再検討－」 府中市郷土の森博物館『府中市郷土の森博物館 紀要』第26号 同館 2013年
- 23 さいたま市教育委員会文化財保護課 「天下人・秀吉がやってきた」(さいたま市ホームページ「めざせ!さいたま考古マスター第5回 さいたま戦国のおわり編」添付番外編  
[https://www.city.saitama.jp/004/005/006/013/002/p078002\\_d/fil/tenkabito-hideyosigayatte.pdf](https://www.city.saitama.jp/004/005/006/013/002/p078002_d/fil/tenkabito-hideyosigayatte.pdf)) 2021年 ※この「岩槻城跡を探る」の「資料室」にも掲載しています
- 24 江田郁夫 「奥大道とは何か」 江田郁夫他編『奥大道－中世の関東と陸奥を結んだ道』高志書院 2020年
- 25 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集 四 天正十七年～天正十八年』 吉川弘文館 2018年
- 26 貫 達人(編)『改訂新編相州古文書 第3巻』神奈川県教育委員会 1967年
- 27 「平姓高力系図」(岩槻市史編さん室 『岩槻市史 近世史料編Ⅲ 藩政史料(上)』 岩槻市 1981年
- 28 藤井譲治(編)『織豊期主要人物居所集成』(第二版) 思文閣出版 2016年
- 29 竹内理三(編)『続史料大成 第十九巻 家忠日記』 臨川書店 1967年
- 30 盛本昌広『松平家忠日記』(角川選書304) 角川書店 1999年
- 31 埼玉県『新編埼玉県史 資料編6 中世2 古文書2』埼玉県 1980年
- 32 (年未詳)8月6日小山田信茂書状写(埼玉県教育委員会 『埼玉県史料叢書 12 中世新出重要史料二』付158号 埼玉県 2014年)